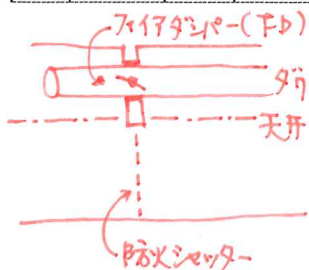


「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20061	防火区画	面積区画	防火区画は、火災の拡大を抑止する等のため、「建築物の用途、構造、階数等に応じた床面積による区画」、「階段室等の堅穴部分の区画」、「建築物の部分で用途が異なる場合の当該境界での区画」等について規定されている。	「令112条」の「防火区画」には、①面積区画(1項、4項、5項)、②高層区画(7～10項)、③堅穴区画(11～15項)、④異種用途区画(18項)の4種類がある。 ①、②→床面積による区画 →通称など問題文には出てこない。	○
23084	防火区画	面積区画	防火区画における床及び壁は、耐火構造、準耐火構造又は防火構造としなければならない。	「令112条」の「防火区画」には、①面積区画、②高層区画、③堅穴区画、④異種用途区画の4種類がある。区画によって、床及び壁に要求される構造(耐火構造・準耐火構造)が異なるが「防火構造としなければならない」という規定は無い。尚、防火構造に要求される「防火性能」は、建物周囲において発生する火災を対象としているため、防火区画の規定には関係がない。(この問題は、コード「20062」の類似問題です。) →建物内部の延焼防止。	×
05014	防火区画	特定防火設備	防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」である。	「令112条1項」のカッコ書きより「特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備のうち、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、①大臣構造のもの、②大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当するものをいう。」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「18011」「25014」「02012」の類似問題です。) 20分→(1時間)加熱面以外の面=反対側。	○
06061	防火区画	面積区画(緩和(スプリンクラー設備を設けた部分の床面積には、手動式の補助散水栓による部分の床面積は含まれない。例) 320㎡ 1,000㎡ 1,000㎡ 700㎡ A B C)	特定主要構造部を耐火構造とした建築物について、区画された部分の床面積を3,000㎡とする場合の自動式のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積には、手動式の補助散水栓による部分の床面積は含まれない。例) 320㎡ 1,000㎡ 1,000㎡ 700㎡ A B C	「令112条」に「防火区画における面積区画」についてについて載っており、その「1項」にカッコ書きで「スプリンクラー設備等で自動式のもの」を設けた場合、床面積の1/2を除く。(区画面積を2倍にしてよい)とわかる。問題文の「手動式の補助散水栓による部分」は緩和対象の床面積に含まれない。よって正しい。 Bにスプリンクラー 1,000㎡/2 = 500㎡ < (A+B)とC A, B, Cにスプリンクラー 2,700㎡/2 = 1,350㎡ → 区画不要。	○
01061	防火区画	高層区画(100㎡区画)	地上15階建ての事務所の15階部分で、当該階の床面積の合計が300㎡のものは、原則として、床面積の合計100㎡以内ごとに防火区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、「11階以上の部分でその階の床面積の合計が100㎡を超える場合、床面積100㎡以内ごとに耐火構造の床・壁・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「28061」の類似問題です。) 原則 高層区画 100㎡準耐火・防火設備。	○
04063	防火区画	高層区画(準不燃緩和)	地上15階建ての事務所の12階部分で、執務室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で、かつ、その下地を難燃材料で造ったものは、床面積の合計200㎡以内ごとに防火区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、その次にある「8項」、「9項」に「内装による緩和措置」の規定がある。「令112条8項」より、「仕上げ・下地共に準不燃材料とした場合、床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる(通称:準不燃200㎡緩和)。問題文は「難燃材料」とあり、緩和規定は適用されないため、床面積100㎡以内ごとに防火区画しなければならない。よって誤り。 100㎡→200㎡区画とすべきだが...条文には書かれていない。	×
30061	防火区画	堅穴区画	主要構造部を準耐火構造とした延べ面積800㎡、地上4階建ての事務所であって、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」より、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物における階段等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造以上の壁・床・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。 原則・堅穴区画 準耐火・防火設備	○
07073	防火区画	堅穴区画	避難階が地上1階であり、地上3階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を準耐火構造としたものにおいて、地上2階から3階に通ずる吹抜きとなっている部分の壁及び天井に面する部分の仕上げ及び下地をともに不燃材料とした場合については、吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。ただし、その「一号」より、「避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きの部分で所定の措置を講じたものは適用除外となる。」とわかる。問題文の「地上2階から地上3階に通ずる吹抜きとなっている部分」は、この適用除外の条件を満たさないため防火区画しなければならない。よって誤り。 OK { } NG { }	×
02062	防火区画	堅穴区画(適用除外)	主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸で、その階数が3であり床面積の合計が200㎡のものは、当該住戸の階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、その条文最後にあるただし書き及びその「二号」より、「共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜きとなっている部分については、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。ゆえに、問題文の建物の場合、防火区画する必要はない。(この問題は、コード「30063」の類似問題です。) 住戸内の階段室に防火戸は不要。	×

「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
05201	防火区画	接壁	地上5階建ての事務所のみ用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなくてもよい。	「令112条16項」に「防火区画に接する外壁(通称:接壁)」について載っており、「防火区画としての壁・床・防火設備等に接する外壁は、接している部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし等で防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。」とわかる。(この問題は、コード「02063」の類似問題です。) <i>インポートのコンツ参照: 外壁開口部から区画を越え、延焼するのを防止。</i>	○
01062	防火区画	異種用途区画	1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が130㎡)とし、2階及び3階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」に「異種用途区画」について載っており、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「130㎡の自動車車庫」は、「別表1」より(イ)欄(六)項特建に該当しないため、法27条に該当する特殊建築物ではない。ゆえに、「事務所の部分」と「自動車車庫の部分」とを防火区画する必要がない。 <i>モビリティパーク?</i>	×
04064	防火区画	異種用途区画	1階及び2階を集会場(当該用途に供する部分の各階の客席部分の床面積の合計が1,000㎡)とし、3階以上の階を事務所とする地上10階建ての建築物においては、原則として、当該集会場部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」より、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の建物(「集会場」であり、「別表1」より(イ)欄(一)項特建に該当するため、法27条に該当する特殊建築物とわかる。したがって、「集会場部分」と「事務所部分」とは、異種用途区画しなければならない。(この問題は、コード「30062」の類似問題です。) <i>(参考) 異種用途区画 1h準耐火・特防。</i>	○
02061	防火区画	防火設備	地上3階に居室を有する事務所等、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。その防火設備の構造については「令112条19項二号」に載っており、「ロ」より「避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「21081」「27064」の類似問題です。) <i>19項 一号: 面状区画、高層区画 二号: 堅穴区画、異種用途区画 (火煙) のみ + 遮煙性能。</i>	○
30282	防火区画	防火壁	「建築基準法」に基づき、防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積1,800㎡、耐火建築物及び準耐火建築物以外の木造の地上2階建ての図書館については、床面積の合計1,000㎡以内ごとに防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画しなければならない。	「法26条」に「防火壁」について載っており、「延べ面積が1,000㎡を超える建物は、1,000㎡以内ごとに防火壁又は防火床で区画しなければならない。」とわかる。問題文は正しい。尚、「耐火建築物、準耐火建築物の場合の防火区画」については「令112条」に規定されており、それ以外の建物の防火区画については、この防火壁区画の規定を受ける。そのため、「法26条第一号」において、耐火・準耐火建築物は防火壁区画規定の適用除外となっている。	○
03092	防火区画	防火壁	延べ面積1,500㎡、耐火建築物及び準耐火建築物以外の、木造、地上2階建ての美術館について、防火上有効な構造の防火壁に設ける開口部の幅及び高さを、それぞれ2.5mとし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けた。	「令113条第四号」より、「木造等の建築物の防火壁は、防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ2.5m以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造(令112条19項第一号に規定する構造)であるものを設けること。」とわかる。(この問題は、コード「23082」の類似問題です。) <i>前条。</i>	○
04062	防火区画	界壁	共同住宅(天井は強化天井でないもの)の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条」より「共同住宅(天井は強化天井でないもの)の各戸の界壁は、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。	○
02064	防火区画	防火間仕切	学校の用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条2項」より「学校の用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。 <i>強化天井、天井うごの延焼防止。</i>	○
28094	防火区画	風道貫通	換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合において、当該風道に設置すべき特定防火設備については、原則として、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものとしなければならない。	「令112条21項」に「換気、暖房、冷房の設備の風道が「準耐火構造の防火区画(令112条20項条文中に規定)」を貫通する場合、貫通する部分又はこれに近接する部分に、所定の性能を有する特定防火設備(法2条第九号の二に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、防火設備)であって、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合、自動的に閉鎖することができるもの(一号)、かつ、閉鎖した場合遮煙性能を有するもの(二号)としなければならない。」とわかる。	○
06091	防火区画	無窓居室	一戸建て住宅の窓のない床面積30㎡のシアタールームについて、これを区画する主要構造部を耐火構造とする代わりに、自動火災報知設備を設置した。	「令111条かつ書き」、「告示249号第一号イ、二号へ」より、「窓のない床面積30㎡以内の居室(寝室、宿直室など就寝用を除く。)、所定の警報設備(自動火災報知設備に限る。)を設けた場合、これを区画する主要構造部を耐火構造とすることを要しない。」とわかる。よって正しい。 <i>法35条の3。</i>	○



防火区画 特定防火設備で区画する
FD 特定防火設備 (60分)
2 / 2 ページ
防火区画 防火設備で区画する
FD 防火設備 (20分)

告示、
法35条の3。

耐火構造
と防火区画
としなければならぬ
TFSX

「内装制限」のピックアップ問題

(規模条件は判断不能)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
23101	内装制限	特建内装	主要構造部を準耐火構造とし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有する地上2階建ての共同住宅で、当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が250㎡のものは、内装の制限を受けない。 <u>受ける。受けない。</u>	「主要構造部を準耐火構造とし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有する」建物は、「準耐火建築物」であり、共同住宅(「別表1」より(イ)欄(二)項特建に該当)は、「令128条の4第一号表中の(二)」より、「共同住宅の用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上」の場合、内装制限を受ける。問題文の「2階の部分の250㎡」は、内装の制限を受けない。 <u>仕様は関係ない。→令128条の4.5は関係なし。</u>	○
30074	内装制限	特建内装	耐火建築物である地上2階建ての劇場において、客席の床面積の合計を500㎡としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第一号表中の(一)」より耐火建築物である劇場において、客席の床面積の合計が400㎡以上の場合、内装制限を受ける。また「令128条の5第1項第一号」より、「居室の壁及び天井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定めた組合せとしなければならない。」とわかる。 <u>規模条件の77-ルアエックは不要。</u>	○
06093	内装制限	特建内装	耐火建築物である地上2階建ての映画館において、客席(天井の高さが7m)の床面積の合計を500㎡としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第一号表中の(一)」より耐火建築物である映画館において、客席の床面積の合計が400㎡以上の場合、内装制限を受ける。また「令128条の5第1項第一号」より、「居室の壁及び天井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定めた組合せとしなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「30074」の類似問題です。)	○
29071	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした耐火建築物で、延べ面積3,000㎡、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(当該用途に供する3階の床面積が1,000㎡)において、当該用途に供する居室の壁の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	「令128条の4第一号」より、「表に掲げる特殊建築物は、内装制限が適用される。」とわかる。問題文の建物は耐火建築物であり、その用途・規模より、「表(3)項」に該当する。また、「令128条の5第1項」より、「居室の壁」については、室内に面する部分の仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」とわかる。 <u>「3階は半不燃では？」→それは天井の1/4</u>	○
05091	内装制限	特建内装	内装の制限を受ける地上2階建ての有料老人ホームの居室において、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。 <u>↑特建か規模か...</u>	「令19条」より、「有料老人ホームは、児童福祉施設等に含まれる。」とわかる。また、「児童福祉施設等」は、「令115条の3(類似特建)」、「別表1」より(イ)欄(二)項特建に該当し、「内装制限」を受ける場合、その制限内容は「令128条の5第1項」より、「居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「27084」の類似問題です。)	○
01201	内装制限	特建内装	耐火建築物のホテルで、ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が350㎡である場合、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることができる。	「令115条の3(類似特建)」別表1より「ホテル」は、(イ)欄(二)項特建に該当し、また、耐火建築物であるため、「令128条の4第一号表中の(二)」より「ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上」の場合、内装制限を受ける。ゆえに、問題文の建物には内装制限が適用される。また、その制限内容は「令128条の5第1項」より、「居室から地上に通ずる主たる廊下の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「22202」の類似問題です。)	○
29073	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした耐火建築物で、延べ面積1,200㎡、高さ12m、地上3階建ての有料老人ホーム(当該用途に供する3階の床面積が400㎡)において、100㎡ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画された3階の居室の天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。	「令128条の4第一号」より、「表に掲げる特殊建築物は、内装制限が適用される。」とわかる。問題文の建物は耐火建築物であり、その用途・規模より、「表(2)項」に該当する。「令128条の5第1項かっこ書き」より、「床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床、壁及び所定の防火設備で区画されている部分の居室を除く。」とわかる。また同様に、同条第4項かっこ書きより、規模内装についても、所定の区画されている部分の居室は除かれる。よって、内装制限の適用を受けない。 <u>・階層カフなし。・内装制限受ける建築物 除外。</u>	○
06094	用語の定義	車庫内装	延べ面積200㎡、平家建ての自動車車庫において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。	「令128条の4第二号」より、「自動車車庫、自動車修理工場である特建はその床面積にかかわらず内装制限が適用される。」とわかる。また、その制限内容は「令128条の5第2項」に載っており、「自動車車庫等の用途に供する部分と地上に通ずる主たる通路部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」と規定されている。(この問題は、コード「24072」の類似問題です。)	○
24074	内装制限	地階内装	地階に設ける集会場の客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	問題文の「集会場」は「別表1」より(イ)欄(一)項特建である。「令128条の4第三号」より、「地階の一部を(イ)欄(一)項、(二)項、(四)項特建の用途として使用する場合にはその床面積にかかわらず内装制限を受ける。」とわかる。また、その制限内容は「令128条の5第3項」に載っており、「居室と地上に通ずる主たる通路部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」と規定されている。問題文には「難燃材料とした」とあるため誤り。 <u>「準不燃」としては」はXにできない (MAX)</u>	×

「内装制限」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25071	内装制限	適用除外	防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての小学校について、主要構造部を耐火構造とし、火を使用しない室の内装は不燃材料に該当しない木材で仕上げた。	「法35条の2」、「令128条の4第2項」より、「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける。」とあるが、 <u>「学校等」については、「令126条の2第1項第2号」に記載しており、問題文の小学校はこれに該当するため、火を使用しない室は内装の制限を受けない。</u> (この問題は、コード「24062」の類似問題です。) 排煙の規定と参照。	○
05092	内装制限	規模内装	耐火建築物である延べ面積750㎡、地上3階建ての図書館において、3階部分にあるレファレンスルームの壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。 ※条文の構成をイメージして 解いてみる。 ⇒ 出題者が問うている事。	「法35条の2」、「令128条の4第2項」より「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける(規模条件)。」とわかる。問題文の建物はこれに該当する。一方、「令128条の4第1項(特建条件)」には該当しない。よって、その仕上げの規定「令128条の5」については、「1項(特建内装)」ではなく、「4項(規模内装)」が適用され、「階数が3で延べ面積が500㎡を超える建物の場合、その居室の壁および天井の室内に面する仕上げを難燃材料とすることができる。」とわかる。(この問題は、コード「18084」「24071」「30073」「03073」の類似問題です。) 令128条の4. 法別表1(三)は、4項条件なし。 1項、2項、規模条件。0「学校等」に該当しない。	○
05094	内装制限	規模内装	内装の制限を受ける地上2階建ての病院において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。 「適用除外」は、 何の条件も 不用で、廊下は準不燃(受け皿は難燃でOK)	「法35条の2」、「令128条の4」より、内装制限を受ける建築物における制限内容は「令128条の5」に記載しており、「1項又は4項」に該当する場合、「その居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁および天井の室内に面する仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない。」とわかる。問題文は「難燃材料とした」とあるため誤り。(この問題は、コード「27082」の類似問題です。)	×
01072	内装制限	火器内装	延べ面積200㎡、地上3階建ての一戸建ての住宅(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)において、1階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第4項」より、「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる。ただし、そこにカッコ書きで「主要構造部を耐火構造とした建物の場合は適用除外となる。」とあるため、仕上げを「不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料」とすることができる。 	○
23102	内装制限	火器内装	主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての住宅で、2階における台所(火を使用する器具を設けたもの)は、内装の制限を受けない。	「法35条の2」、「令128条の4第4項」より、「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる(尚、①、②ともに、主要構造部が耐火構造の場合は、適用除外となる)。問題文の建物の主要構造部は準耐火構造であるが、「地上2階建て住宅の2階(最上階)」にある台所」であるため内装制限を受けない。	○
05093	内装制限	火器内装	主要構造部を耐火構造とした延べ面積300㎡、地上3階建ての事務所兼用住宅において、2階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第4項」より、「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる。ただし、そこにカッコ書きで「主要構造部を耐火構造とした建物の場合は適用除外となる。」とあるため、仕上げを「不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料」とすることができる。	○
01071	内装制限	火器内装	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第4項」より、「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたもの(=内装制限を受ける調理室等)には内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる。尚、①、②ともに、主要構造部が耐火構造の場合は、適用除外となるため、問題文のように「 <u>主要構造部を耐火構造</u> 」とした場合、内装制限を受けない。よって正しい。(この問題は、コード「27083」の類似問題です。) 「とした」は30	○
26082	避難安全 検証法	規模内装	地上2階建てで、2階の部分の床面積が500㎡で2階に患者の収容施設がある診療所において、2階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめたので、内装の制限を受ける調理室等以外の2階の室は難燃材料以外の木材で仕上げた。	「令129条」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で、階避難安全性能を有するものであることについて①.階避難安全検証法により確かめられたもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合、「令128条の4第一号表に該当する特建に適用される内装制限(令128条の5第1項)」の規定は適用除外となる。」とわかる。 ローカー壁・天井も適用除外 (階段は除外にはならない)	○

法別表1(三)項・令115条の3
学校等
とは別モノ。

令128条の5
1項 -- X
4項 3F天井
難燃OK。

先に2階?
↓


本文の構成を暗記。
本文の構成を9割理解が問われる出題は
3か所-1に解ける問題に決まってる。
2 / 2 ページ